福県医発第2291号（地）
令和２年11月30日

各　医　師　会　長　　殿

福岡県医師会
会長　松　田　峻一良
（公印省略）

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の８第１項、第66条の８の２第１項、第66条の８の４第１項及び第66条の10第３項の規定に基づく医師による面接指導の実施について（依頼）

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条の８第１項、第66条の８の２第１項、第66条の８の４第１項及び第66条の10第３項の規定において、事業者は、一定の要件を満たす労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければならないこととされております。

情報機器を用いた面接指導の実施につきましては、平成27年10月８日付け福県医発第1853号（地）文書において既にご連絡いたしておりますが、今般同通達が改正され、厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長宛に、考え方及び留意事項が示されました（令和２年11月19日付基発1119第２号）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事　柳　大三郎
会長　島田昇二郎

（健Ⅰ178）
令和２年11月26日

都道府県医師会

産業保健担当理事　殿

公益社団法人　日本医師会
常　任　理　事　神 村 裕 子

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の８第１項、第66条の８の２第１項、第66条の８の４第１項及び第66条の10第３項の規定に基づく医師による面接指導の実施について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局長安全衛生部労働衛生課長より、件名についての周知協力依頼がありました。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条の８第１項、第66条の８の２第１項、第66条の８の４第１項及び第66条の10第３項の規定において、事業者は、一定の要件を満たす労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければならないこととされております。

情報機器を用いた面接指導の実施につきましては、平成27年９月15日付基発0915第５号（平成27年10月１日付日医発第619号）により、既にご連絡いたしておりますが、今般同通達が改正され、厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長宛に、考え方及び留意事項が示されました（令和２年11月19日付基発1119第２号）。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員および貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和２年 11 月 20 日

日本医師会　御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の８第１項、第 66 条の８の２第１項、第 66 条の８の４第１項及び第 66 条の 10 第３項の規定に基づく医師による面接指導の実施について

標記について、平成 27 年９月 15 日付け基発 0915 第５号「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の８第１項、第 66 条の８の２第１項、第 66 条の８の４第１項及び第 66 条の 10 第３項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」により各都道府県労働局あて通達していたところですが、同通達を別添のとおり改正いたしました。

つきましては、これらの内容について御了知いただくとともに、関係機関等への周知へ御協力いただきますようお願いします。

基 発 0915第 5号
平成27年9月15日
一部改正 基 発 0704第 4号
令和元年7月4日
一部改正 基 発 1119第 2号
令和2年11月19日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定において、事業者は、一定の要件を満たす労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければならないこととされている。

今般、これらの法の規定に基づく面接指導を情報通信機器を用いて行うことについて、下記のとおり考え方及び留意事項を示すこととしたので、事業者に対する指導等について遺漏なきを期されたい。

記

1　基本的な考え方

法第66条の8第1項において、面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと」とされており、医師が労働者と面接し、労働者とのやりとりやその様子（表情、しぐさ、話し方、声色等）から労働者の疲労の状況やストレスの状況その他の心身の状況を把握するとともに、把握した情報を元に必要な指導や就業上の措置に関する判断を行うものであるため、労働者の様子を把握し、円滑にやりとりを行うことができる方法により行う必要がある。ただし、面接指導を実施する医師が必要と認める場合には、直接対面によって行う必要がある。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて面接指導を行うことへのニーズが高まっているが、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合においても、労働者の心身の状況の確認や必要な指導が適切に行われるようにするため、以下2に掲げる事項に留意する必要がある。

2　情報通信機器を用いた面接指導の実施に係る留意事項

（1）　事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者が業務に従事している事業場に関する事業概要、業務の内容及び作業環境等に関する情報並びに対象労働者に関する業務の内容、労働時間等の勤務の状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならないこと。また、面接指導を実施する医師が、以下のいずれかの場合に該当することが望ましいこと。

①　面接指導を実施する医師が、対象労働者が所属する事業場の産業医である場合

②　面接指導を実施する医師が、契約（雇用契約を含む）により、少なくとも過去1年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している場合。

③　面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、対象労働者が所属する事業場を巡視したことがある場合。

④　面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、当該労働者に指導等を実施したことがある場合。

（2）　面接指導に用いる情報通信機器が、以下の全ての要件を満たすこと。

①　面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること。

②　情報セキュリティ（外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止）が確保されること。

③　労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものでなく、容易に利用できること。

（3）　情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等について、以下のいずれの要件も満たすこと。

①　情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。

②　情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。

（4）　情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応したり、その事業場にいる産業保健スタッフが対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。